

■学位論文内容要旨

保育士の専門職化に関する研究

——「管轄権 (jurisdiction)」をめぐる言説に着目して——

中屋 航平 (2020年度修了)

1. 研究の目的

現在、多様化しているといわれる保育ニーズに対応するため、「専門職である」保育士には、より高度な専門性が求められている。だがその一方で、「専門職である」にもかかわらず待遇は改善されず、社会的地位も高くないという言説が多くうかがえる。本研究は、このような言説において暗黙の了解となっている「専門職である」ことを問い直すことをその目的としている。保育士が専門職であることを前提として、その「専門性」について問う研究については非常に多様かつ活発である一方、専門職としての地位や社会における存在意義について問う研究、すなわち「専門職性」研究については驚くほどに少ない。そうであるならば、「保育士の専門職性」研究を深めていくことで、保育士のさらなる地位の向上、さらには専門職としての保育士がなし得る「専門性」についても、新たな示唆が得られるのではないだろうか。

本研究では、そのような背景を踏まえ、「保育士の専門職性」研究とはどのような枠組みで行うべきであるのか、またこれまで保育士が、専門職という存在とどのように向き合ってきたのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

研究方法は、主に文献調査である。具体的には、保育士の専門職性に関する先行研究を概観し、その課題を明らかにし(第1章)、保育士が目指そうとしている専門職とはどのような存在なのか、また、どのように保育士

の専門職性を問うべきなのか、保育士の専門職性研究の到達点を先行研究から明らかにする。そのうえで、その理論的限界については、アボット(1986, 1988)の示した、身近な他職業と「管轄権 (jurisdiction)」の競争を行うことで自身の専門職化が図られる、専門職化に着目した研究によって乗り越えることができることを示している(第2章)。その後第3章では、保育士の専門職化のプロセスを明らかにするため、1970年代から1980年代の全国保母会や全国私立保育園連盟などの保育団体が公表している、自身の業務範囲を主張する言説を分析した。一方、「管轄権 (jurisdiction)」の競争は隣接する職業との間に起こることから、1970年代では社会福祉職の団体(全国社会福祉協議会など)、1980年代については幼稚園の主要な団体(日本私立幼稚園連盟や全日本私立幼稚園連合会)の言説についても、公表されている声明文等を通じて分析を行っている。

3. 本研究の概要と結論

まず1章においては、保育士の地位などを問う「専門職性」と、役割や実践、独自性を問う「専門性」とが研究上混在していることを明らかにしたうえで、保育士を専門職として捉え、その専門職性を問う研究を概観した。そして、保育士が専門職であるか否かは「従事者自身が考えていかなければならない」(中田2011)とされつつも、その方策は明確になっていないことを明らかにした。

その上で2章では、そもそも「専門職」とはどのような存在であるか、社会学の視点から研究が蓄積されている専門職論の学説史を概観し、先行研究における到達点を明らかにした。その一方、それらの研究が医師・弁護

士・聖職者などの古典的専門職をモデルにしているため、それ以外の職業に対しては既存の専門職研究は有効性が担保できないことなど、専門職論の有する限界点を明らかにしている。そしてそのような限界を打破するため、本研究では、保育士のように専門職を目指す職業の専門職化のプロセスを分析する専門職化研究に着目した。具体的には、専門職化は、他専門職との相互関係のもとなされるというアボット（1986, 1988）の明らかにした専門職間の業務範囲の競争である「管轄権（jurisdiction）」をめぐる争いの視点が、保育士の専門職論を形成する基盤になりうることを先行研究の指摘から明らかにしたうえで、保育士の専門職化のプロセスを解明する枠組みを明らかにした。

続いて3章では、前章までに得られた知見をもとに、「管轄権（jurisdiction）」の競争が保育士においてはどのように行われていたか、専門職化にあたり保育士に大きな変化があった1970～80年代に焦点化し分析を行った。具体的には、保育団体と、その隣接する職業としての社会福祉職、幼稚園教諭の「管轄権（jurisdiction）」の言説を分析し、どのように専門職化が行われていたのか、そのプロセスの構造を明らかにした。結果としては、1970年代において全社協保母会が用いていた「『保育職＝教育職』のロジック」（石井2015：229）が、全社協保母会だけでなく全私保連など他の保育団体にも共有されていたことや、社会福祉職の団体にも共有されていたことを明らかにした。

その後、1980年代の「教育臨調」下の「幼保一元化」論をめぐるのは、私立幼稚園団体と保育3団体との対立のなかに「管轄権（jurisdiction）」の競争が行われ、対立する言説が存在していた。そしてその際の保育団体の言説は、1970年代とは異なり、保育3団体は保母が幼稚園教諭と同一視されることを否定し、幼稚園と保育所の有する機能的な差異を主張していた。つまり保育団体が

主張を転回させ「『保育職≠教育職』のロジック」を用いていたことが明らかになったのである。そしてこのロジックの転回は、当時の「教育臨調」路線に同調する私立幼稚園団体からの幼保一元化要求に対し、法的根拠を基にした機能的な差異を挙げざるを得ないために生じたものであったと推察された。

本研究は、保育士自身が専門職であることが「暗黙の了解」（中田2011：180）とされていることを問題視し、保育士を専門職として再検討することで、専門性研究にも示唆を与えることを示し、保育士における専門職性研究の意義を示した。

さらに、保育士の専門職化プロセスの解明を行うのに適当な枠組みとして、アボット（1986, 1988）の「管轄権（jurisdiction）」の競争の概念を示した点は、専門職論と保育研究の両面にとって有意義なものとなっている。

それに加えて、本研究においては、専門職性研究が専門性研究にも示唆を与えるものであったことを仮説的に示している。端的に言えば、本研究が対象とした1970～1980年代の保育士の専門職化プロセスでは、「養護プラス教育」＝「保育」が、「教育/福祉だけではない」といったような消極的な視点でしか示されず、保育士にしかなし得ない積極的な専門性への言及はされていなかったのである。

近年、保育士にしかなし得ない保育の積極的な「専門性」を明らかにする研究の必要性は高まっている。そのため、横断的に複数の職業について比較可能とする専門職論の視点をういた研究は、専門性にも大きな示唆を与えるといえよう。今後は、さらに保育士の専門職性について研究が深化されることが期待されるとともに、専門職論をその結び目として、他職業がどのように専門性を自己呈示しているかを比較しながら、保育士になし得ない専門性とは何かについて問う研究なども求められると推察される。